

● 農業委員会委員選挙人名簿の作成が廃止されます

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制度が廃止されました。これに伴い、毎年12月に発送し1月に実施していた農業委員選挙人名簿登録申請書の提出は今年から実施しません。

[問]農業委員会事務局 ☎21-1784、FAX20-1565

● 国民年金の届け出をしましょう

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、下記に該当する場合は国民年金加入の届け出が必要です。

- ◆会社などを退職したとき
退職を証明する書類(資格喪失連絡票や離職票など)、印鑑、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳など)を持って、届け出てください。
 - ◆配偶者(厚生年金・共済組合などの加入者)の被扶養者でなくなったとき
扶養が外れた日の記載のある書類(資格喪失連絡票など)、印鑑、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳など)を持って、届け出てください。
- [問]国保年金課(☎21-1753、FAX20-3562)または宮崎年金事務所(☎52-2111、FAX52-2249)

● 自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅などからインターネットを利用して、所得税などの申告や、納税、納税証明書の交付請求などの国税に関する各種手続きができますので、ご利用ください。利用開始の手続き、よくある質問などについては、e-Taxのホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で確認できます。

[問]宮崎税務署(☎29-2151)または市民税課(☎21-1748、FAX38-9557)

Information

情報ひろば 2015.12

お知らせ

● 個人番号(マイナンバー)の通知カードは届きましたか?

マイナンバー(個人番号)の通知カードは、10月5日時点の住民票の住所に、世帯ごとに転送不要の簡易書留で送付し、12月上旬ごろまでに全ての世帯に届く見込みです。

不在などで受け取られなかった通知カードは、市民課に戻ってきます。この場合、あらためて、通知カードの受け取り方法について案内を送りますが、その案内が届かない世帯があることも予想されます。

12月中旬を過ぎても、通知カードや案内が届かないときは、市民課まで連絡してください。

- ◆お問い合わせ専用電話を開設しました。
専用電話番号 ☎42-6184
※開設期間は、平成28年2月29日(月)までです。
- [問]市民課 ☎42-6184、FAX26-9435

● 市営住宅申し込み説明会

平成28年3月1日入居分の申し込み説明会を行います。申込受付日時や場所など詳しくは、説明会でお知らせします。

期 日	会 場
H28/1/6 (水)	宮崎市民プラザ ギャラリー 佐土原総合支所南庁舎2階研修室 田野文化会館1階農事研修室 高岡総合支所3階中会議室 清武総合支所1階大会議室
H28/1/7 (木)	宮崎市民プラザ ギャラリー

- 時間/[1回目]10時 [2回目]14時 (1日2回開催します。)
 - ※一部の住宅は、申し込み順で入居を受け付けています。詳しくは、住宅課まで。市ホームページでも確認できます。
- [問]住宅課 ☎21-1804、FAX23-5527

Q1 どうして有料化するの?

公平性を保つためです。

現在、市総合体育館や生目の杜運動公園などの社会体育施設では、受益者負担の観点から、利用者に使用料を負担していただいております。一方、学校体育施設を、学校教育活動以外で団体などが利用するときの経費は、市民全体で負担しており、施設を利用している人と利用しない人の受益と負担の公平性が保たれていない状況です。

このような状況を改善するため、平成28年4月1日の利用分から、学校体育施設を利用する団体に使用料を負担していただくこととなりました。使用料は下記のとおりです。

区 分	料 金 (1時間当たり)
体育館・武道館・武道場	高校生以下 1団体につき 100円
	一 般 1団体につき 200円
屋外運動場	高校生以下 1団体につき 50円
	一 般 1団体につき 100円

※[高校生以下]と「一般」が混在している団体は、主な構成員がどちらかで判断します。
※利用時間に1時間未満の端数がある場合、その端数は1時間とします。

Q2 どんな利用が有料になるの?

原則、学校教育活動以外で利用する場合は有料です。

地域団体や一般団体、スポーツ少年団などが、小・中学校の体育施設を利用する際に、使用料を負担していただきます。ただし、自治会などの防災訓練や地域の運動会などの利用は、学校教育活動ではありませんが、学校は地域活動や防災の拠点施設であることから、無料となります。部活動は学校教育活動に当たるため無料です。

施設を利用する際には、各学校での利用団体登録が必要です。本市に在住、在勤または在学しているおおむね10人以上で構成され、20歳以上の責任者を定めた団体が利用できます。



CLIP 2 学校体育施設の利用が有料になります

平成28年4月1日の利用分から、小・中学校の学校体育施設(体育館や運動場)の使用料を利用者に負担していただくことになりました。

[問]文化スポーツ課 ☎21-1835、FAX20-1564

皆さんのご理解とご協力をお願いします

文化スポーツ課 主任主事 藤井 明菜



Q3 施設を利用したいときはどうすればいいの?

利用したい小・中学校に連絡してください。

開放施設や利用できる競技種目は、学校ごとに異なります。新たに学校体育施設を利用したい団体は、施設の空き状況などを、利用したい学校に問い合わせてください。なお、施設を利用するには利用団体登録が必要です。登録には日数を要しますので、早めに各学校で利用登録の申請を行ってください。

また、各団体が利用したい学校体育施設の利用日時を、年度ごとに調整しています。平成28年度の利用日時を決める会議を、平成28年1月中旬に各学校で開催する予定です。平成28年度から新たに利用したい人は、会議の日時などについて、直接、利用を希望する学校に問い合わせてください。

Q4 利用回数や時間などは無制限ですか?

各団体の利用日などは、各小・中学校の運営協議会が年間で調整します。

原則、一般の団体は週1回、スポーツ少年団は週2回までの利用とします。ただし、施設に空きがあれば利用は可能です。なお、新たな団体の利用申し込みがあった場合はその団体を優先します。

また、学校教育活動や自治会などの利用を優先とし、既存団体の独占使用とならないよう配慮しながら、運営協議会が利用日などを調整します。



広告

創業 **90年**

想いを込めてつくるものだから、安心と納得を

石にこだわります 永年の経験から厳選された風化に強い石材を使用します。

施工にこだわります 永年培った技術で見えないところもしっかりと工します。

業 務 内 容

- ・墓石・記念碑
- ・石材彫刻(公共工事等)

(有)大石石材店

■事務所・工場 ☎0985-75-6981
国富町宮丸702(準工業地帯)
■展示場 みたま園中央入口西側

※この欄は、広告です。掲載されている広告の内容などの問い合わせは、直接広告主へお願いします。